

教育子ども委員会報告資料

- 報告第14号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について
・・・ P 1
- 報告第15号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について
・・・ P 4
- 土地の処分について〔学校給食センター有田支所跡地〕 ・・・ P 6
- 土地の処分について〔学校給食センター箱崎支所跡地〕 ・・・ P 7
- 元岡地区新設中学校整備に関する基本計画について ・・・ P 8

令和4年6月
教育委員会

報告第 14 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
 - (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
- との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴 え の 相 手 方	滞納学校 給 食 費	支払督促 申 立 日	専決処分 年 月 日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報 については揭示して おりません。	円 216,432	令和3年 10月4日	令和4年 2月17日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報 については揭示して おりません。	16,800	令和3年 10月4日	令和4年 2月17日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報 については揭示して おりません。	94,877	令和3年 11月30日	令和4年 2月17日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報 については揭示して おりません。	120,212	令和3年 11月30日	令和4年 2月17日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報 については揭示して おりません。	120,212	令和3年 11月30日	令和4年 2月17日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報 については揭示して おりません。	146,693	令和3年 11月30日	令和4年 2月17日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報 については揭示して おりません。	234,100	令和3年 12月20日	令和4年 3月4日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報 については揭示して おりません。	234,100	令和3年 12月20日	令和4年 3月4日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報 については揭示して おりません。	226,015	令和3年 12月20日	令和4年 3月22日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報 については揭示して おりません。	226,015	令和3年 12月20日	令和4年 3月22日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報 については揭示して おりません。	235,686	令和3年 12月20日	令和4年 3月22日

<p>個人が特定される情報については揭示していません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>個人が特定される情報については揭示していません。</p>	223,926	令和3年 12月20日	令和4年 3月22日
<p>個人が特定される情報については揭示していません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>個人が特定される情報については揭示していません。</p>	223,926	令和3年 12月20日	令和4年 3月22日
<p>個人が特定される情報については揭示していません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>個人が特定される情報については揭示していません。</p>	277,131	令和3年 12月20日	令和4年 3月22日
<p>個人が特定される情報については揭示していません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>個人が特定される情報については揭示していません。</p>	102,101	令和4年 1月31日	令和4年 4月8日

報告第 15 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) 本市は、この支払督促について、相手方らが督促異議の申立てを行わなかったため、仮執行の宣言の申立てを行った。
- (4) この仮執行の宣言を付した支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴 え の 相 手 方	滞納学校 給 食 費	支払督促 申 立 日	専決処分 年 月 日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報 については揭示して おりません。	円 174,104	令和3年 9月6日	令和4年 2月17日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報 については揭示して おりません。	174,104	令和3年 9月6日	令和4年 2月17日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報 については揭示して おりません。	190,563	令和3年 9月6日	令和4年 3月16日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報 については揭示して おりません。	190,563	令和3年 9月6日	令和4年 3月16日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報 については揭示して おりません。	198,417	令和3年 11月30日	令和4年 4月8日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報 については揭示して おりません。	241,196	令和3年 11月30日	令和4年 5月2日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報 については揭示して おりません。	241,196	令和3年 11月30日	令和4年 5月2日
個人が特定される情報 については揭示しており ません。 学校給食費請求事件	個人が特定される情報 については揭示して おりません。	91,462	令和3年 11月30日	令和4年 5月2日

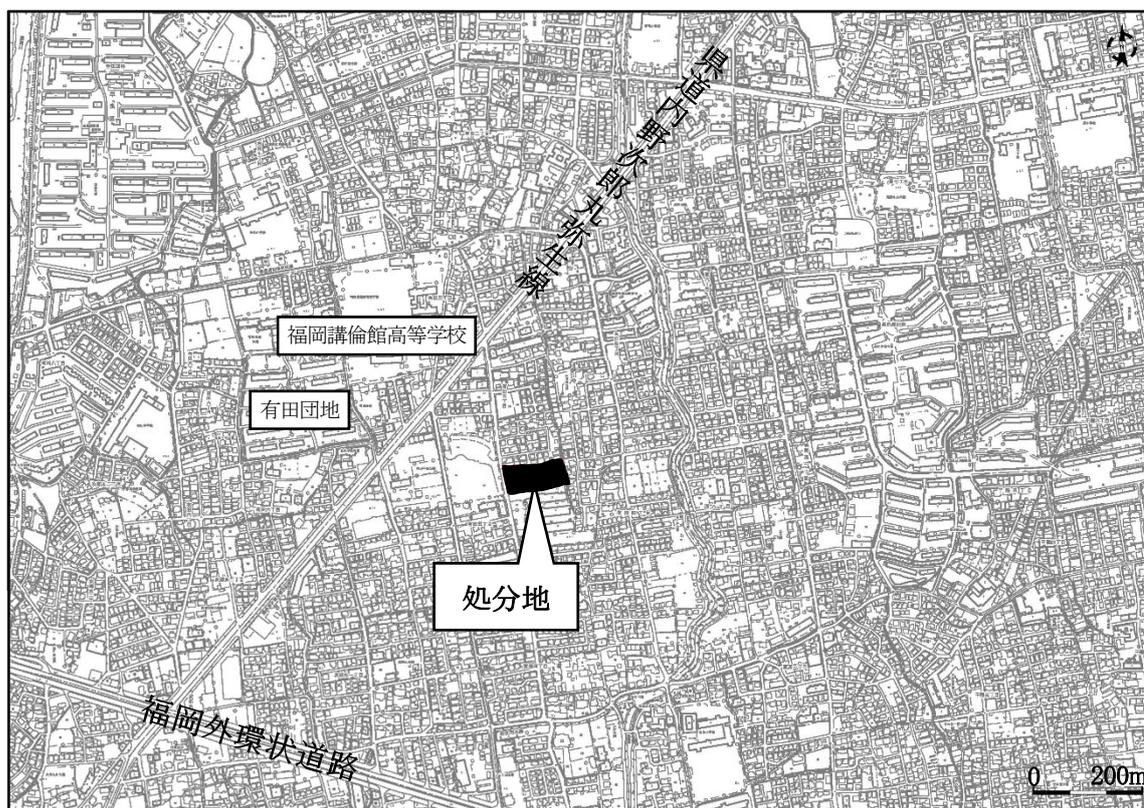
○土地の処分について

1 趣旨

教育委員会所管の学校給食センター有田支所跡地について、一般競争入札を実施し、処分したので報告するもの。

2 処分地の概要

- (1) 所在地 福岡市早良区有田五丁目 588 番 1
- (2) 地 目 宅地
- (3) 面 積 4,867.99 m²
- (4) 処分価額 701,000,000 円
- (5) 処分の相手方 大阪府中央区心斎橋筋一丁目 9 番 17 号
株式会社アイ工務店
- (6) 契約締結日 令和 4 年 3 月 10 日
- (7) 見 取 図 以下のとおり



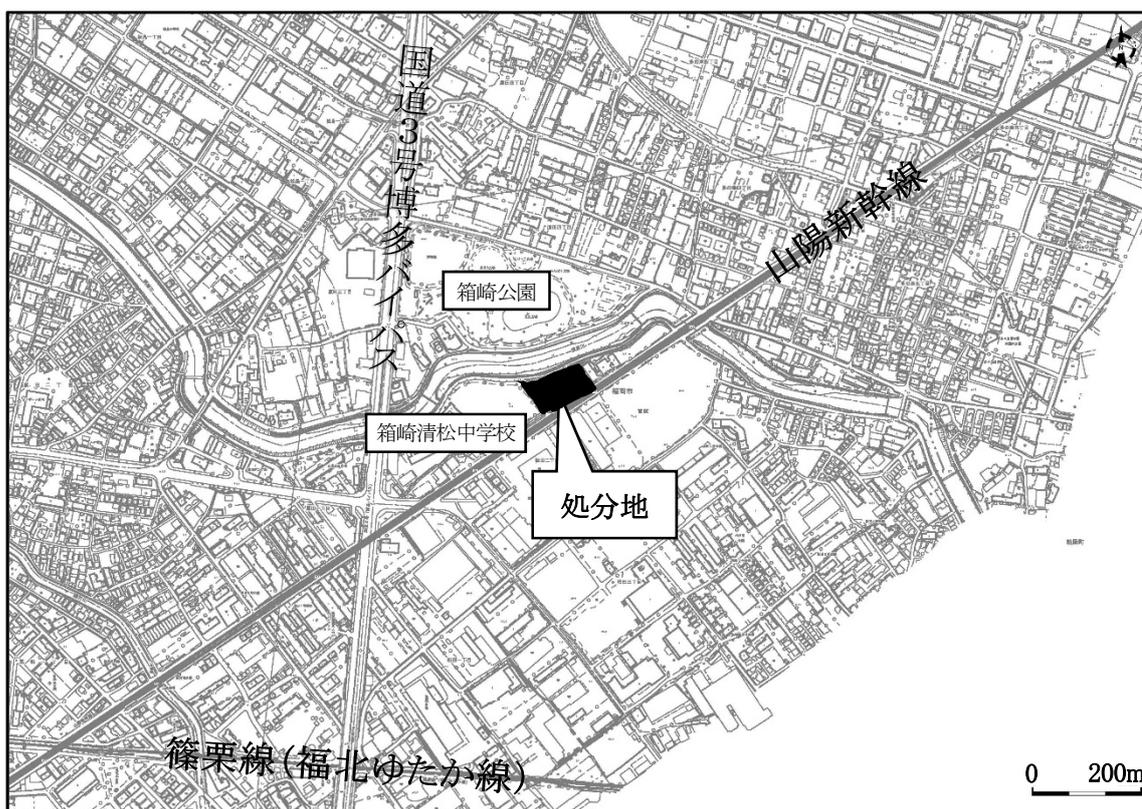
○土地の処分について

1 趣旨

教育委員会所管の学校給食センター箱崎支所跡地について、一般競争入札を実施し、処分したので報告するもの。

2 処分地の概要

- (1) 所在地 福岡市東区松田二丁目 594 番 20
- (2) 地 目 宅地
- (3) 面 積 5,298.93 m²
- (4) 処分価額 1,125,761,000 円
- (5) 処分の相手方 熊本市南区流通団地一丁目 8 番地
ハウディホールディングス株式会社
- (6) 契約締結日 令和 4 年 3 月 14 日
- (7) 見 取 図 以下のとおり



元岡地区新設中学校整備に関する基本計画について

1 計画の位置付け

元岡中学校については、令和3年度以降、過大規模(31学級以上)の状態が継続することが見込まれるため、「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針(平成21年3月策定)」に基づき分離新設を行うに当たり、新設中学校の施設整備に関して必要な事項を定めるものである。

〈学級数・生徒数の推移と推計〉

※R5年度以降は推計値(特別支援学級含む)

	R2 (実数)	R3 (実数)	R4 (実数)	R5	R6	R7	R8	R9
学級数	29	33	35	36	36	36	36	36
生徒数	953	1,000	1,051	1,121	1,123	1,120	1,113	1,115

2 施設概要等

(1) 敷地概要

- 所在地:福岡市西区大字周船寺字ユタメ175番地2外(湯溜池の一部を埋立てた土地)
- 敷地面積:約27,000平方メートル
- 地域地区:ア 用途地域:なし(市街化調整区域)
イ 建ぺい率/容積率:40/50
ウ 防火地域:なし

(2) 周辺状況

- 東側:湯溜池(残存部)
南側:宅地、県道周船寺有田線と隣接
北西側:宅地、市道周船寺2266号線と隣接
北側:JR筑肥線と隣接

(3) 位置図



凡例: ——— 小学校区境

3 施設整備の基本的な考え方

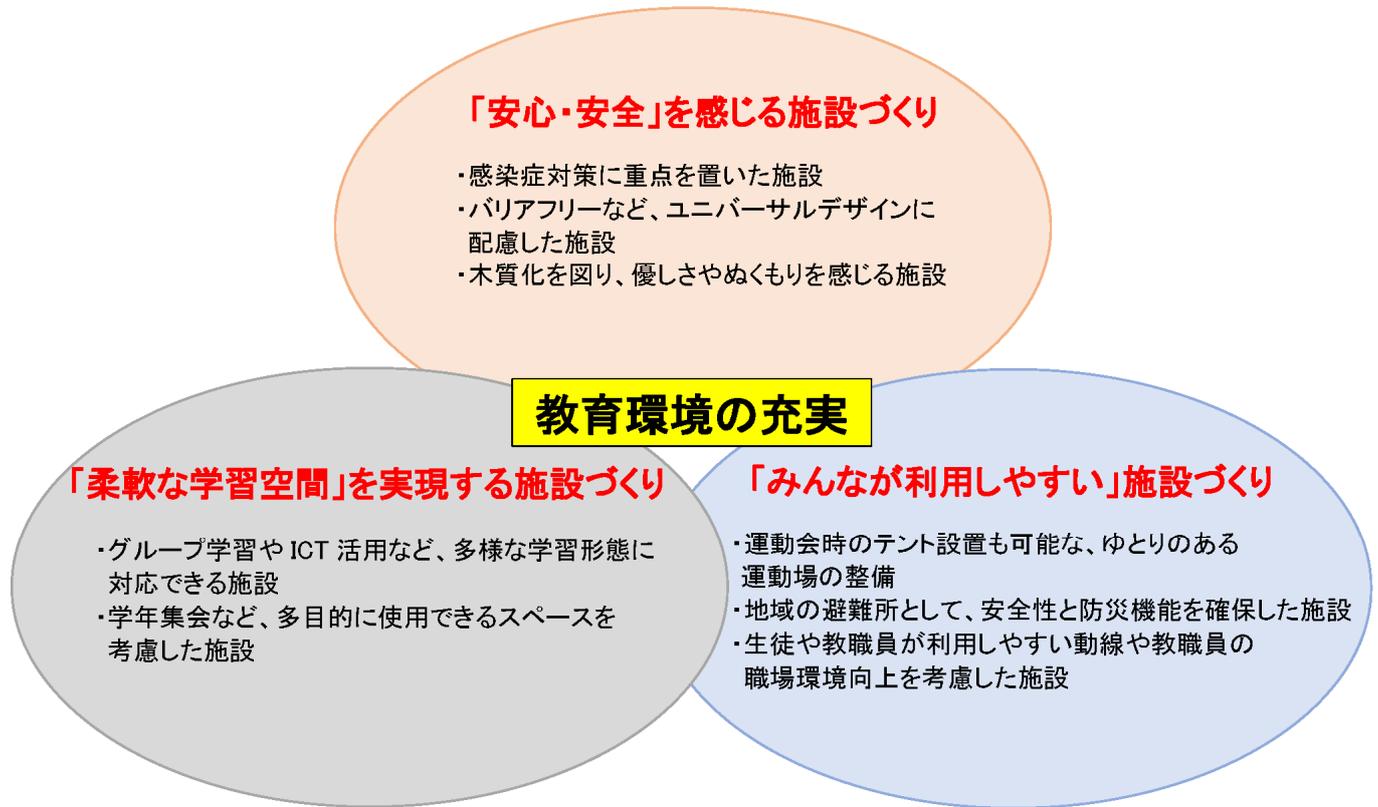
(1) 配置計画

校舎及び講堂兼体育館等は、本敷地南側に配置し、運動場等は、本敷地北側に配置する。

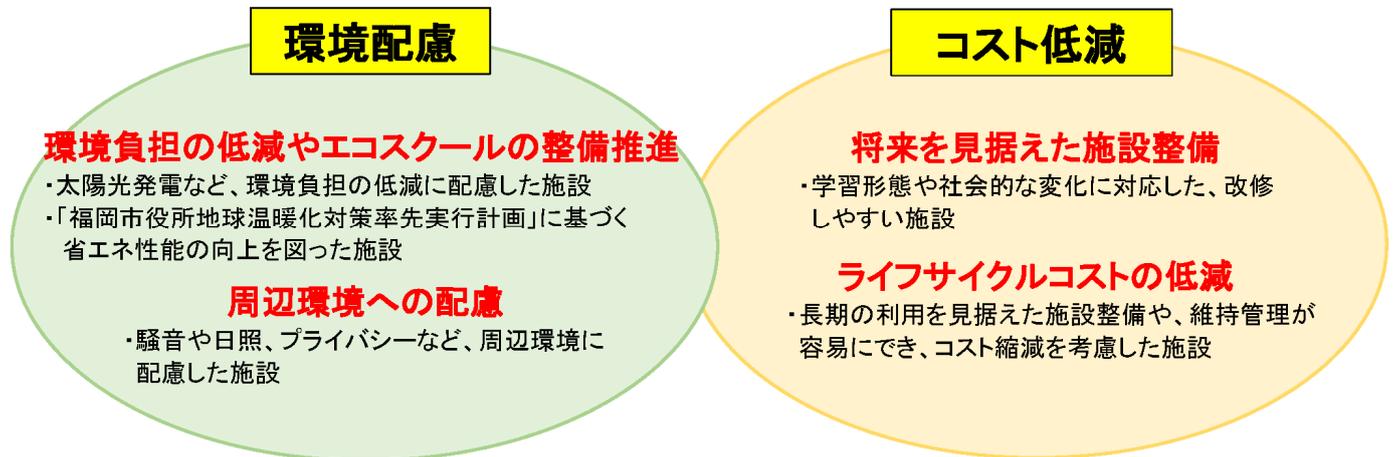
(2) 施設構成

施設区分		施設内容
校舎 (4階建以下)	普通教室	24CR(通常学級20CR、特別支援学級4CR)
	特別教室	理科室2CR、第2理科室2CR、音楽室2CR、第2音楽室2CR、美術室2CR、技術科室3.5CR、調理室2CR、図書室2CR、相談室0.5CR、心の教室・校内適応指導教室1CR、多目的教室6CR等
	管理諸室	校長室0.5CR、職員室3CR、保健室・待機室1.5CR、会議室1CR、放送室0.5CR、給食受所1.5CR等
	通路等	エレベーター等
講堂兼体育館		アリーナ(26m×32m)、ステージ、便所等
武道場		柔道場、剣道場等
プール		プール槽(7コース)、更衣室等
運動場		トラック(200m)、走路(直線100m+助走路15m)、野球コート(両翼90m程度)、テニスコート2面、体育用具室、クラブ室等
屋外関係		通用門、可燃物・リサイクル倉庫等

(3) 教育環境の充実に関する考え方



(4) 環境配慮とコスト低減に関する考え方



4 事業スケジュール

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	基本計画	基本設計	実施設計	建設工事(建築・設備)	開校準備
				外構工事等	開校